

平成29年度「南北後潟館」に係るモニタリング評価結果（第1回）

南北後潟館については、南北後潟館管理運営協議会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 平成29年7月28日

施設名	南北後潟館
設置目的	農業経営及び農家生活の改善合理化、農業者等の健康増進、地域連帯感の醸成等を図り、農村の環境整備を組織的に推進するため、農村環境整備共同利用センターを設置する。
所在地	青森市大字後潟字平野17番地7
指定管理者	【名称】南北後潟館管理運営協議会 【代表者】会長 神山 昌則 【住所】青森市大字後潟字大原12番地
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

評価項目		実施内容	評価結果	
			適正	要改善
管理について	管理保守点検業務が適正に行われているか。	法定検査を定期的の実施しているほか、常に施設の点検・清掃を行い、海沿いの施設でもあることから、建物外壁にジェット噴射でこまめに水をかけるなど、工夫を凝らして良好な状況を維持している。	○	
	施設管理運営に地域住民の参画があるか。	町会の各班による交代制で、清掃や草刈等を行っており、地域のコミュニティー拠点施設を大事に使ってもらう意識を高めている。	○	
	防犯、防災、緊急時に的確な対応を行えるようにしているか。事故防止に向けて取り組んでいるか。	防火管理者が防災計画の策定等に取り組み、防火計画に基づいた消火訓練等を実施している。	○	
	個人情報保護について理解が十分か。	施設利用の窓口となる者に対しては、外部への情報の漏洩がないように指導を行っている。	○	
運営について	施設の平等利用が確保されているか。	利用許可については、申請順により許可し、利用申請者に対し不公平のないように行っている。	○	
	要望を運営に反映する工夫がされているか。苦情処理の体制は明確か。	利用者からの要望・苦情に対しては、迅速な対応に努めているが、検討を要する内容のものについては当協議会で審議し、また市とも協議しながら対応している。	○	
	利用促進の取り組みがなされているか。	心の縁側後潟いきいき広場等、高齢者の交流を中心とした利用促進がなされている。	○	
	市民サービス向上の取り組みがなされているか。	利用者にとってより利用しやすい施設になるよう、要望把握に努め、サービス向上を図っている。	○	

【総合評価】

管理面、運営面ともに、適正になされている。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市農林水産部農地林務課  
【電 話】 0172-62-1179 (直通)  
【メー ル】 nochi-rimmu@city.aomori.aomori.jp